

## 8. 防犯等について

大学生活は新しい経験や挑戦に満ちていますが、その中には危険も潜んでいます。ここでは、大学生が巻き込まれやすい犯罪やトラブルを挙げます。自分だけは大丈夫！と思っても、闇バイトをはじめ、悪徳業者・詐欺集団・カルト教団は、言葉巧みにあなたの心の隙に入り込みます。「何かおかしい！」と思ったらすぐに家族や大学教職員、警察や消費生活センター等の公的機関に相談しましょう。

### ●薬物

近年、10～20代の若者による薬物乱用が増加しています。薬物の恐ろしさを知らずに「一度だけなら」という安易な気持ちから手を出して薬物にとりつかれ、命を落とす人がいます。

薬物の乱用は大切な脳を傷つけます。不安・被害妄想などの症状が現れ、幻覚や妄想によって傷害事件や交通事故などを引き起こすことがあります。また、薬物を入手するために、無理な借金をしたり、窃盗、詐欺、売春などの犯罪を犯すことも少なくありません。

誘惑に負けない強い意志を持ち、誰に進められても所持・使用してはいけません。

#### ・薬物乱用って？

麻薬、覚せい剤、大麻、危険ドラッグなどの薬物を使用することをいい、例え1回だけでも乱用すると確実に、強い依存症が生じ、やみつきになり使用のコントロールが失われます。また、病気等の治療に使用する医薬品を医療目的以外で使用したり、医薬品でない薬物を不正に使用することも薬物乱用に該当します。

#### ・薬物はダイエットに効くって本当ですか？

全くの誤解です。何の効果もないばかりか、依存症に陥り、取り返しのつかないこととなります。

#### ・麻薬や覚せい剤の法律上の罰則は？

非常に重いです。たとえば、覚せい剤の所持に対しては10年以下の懲役が科せられます。法律上のみならず、学則の処分（ほとんどの場合懲戒退学）の対象となります。

### ●闇バイト

最近のテレビやネットニュースで必ずと言っていいほど取り上げられる「闇バイト」。それにもかかわらず、闇バイトによる事件は後を絶ちません。

闇バイトはSNSやネットの掲示板などで募集されています。10～20代の若者の半数以上がSNSにより情報収集しているという統計結果（NTTドコモモバイル社会研究所調査）もあり、人生経験の浅い若者をターゲットにしていることが推測できます。楽をして大金を稼げるアルバイトは存在しません。SNSやネットでの #高額バイト、#即日即金、#渡すだけ、#現地調査、#ホワイト案件などといった募集、免許書を持った自撮りの送付、知らないアプリでのやり取りを促されたら要注意！それは「バイト」ではなく犯罪です！安易に返信してしまうと、詐欺の受け子や強盗の実行犯などの犯罪に加担させられ、犯罪者となってしまうので絶対に手を出さないでください。

万が一、「闇バイト」に申し込んでしまった時や、抜け出したいのに抜け出せない場合など、少しでも不安に感じたら、警察相談窓口#9110、または近くの警察署に相談してください。

### ●特殊詐欺

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪を特殊詐欺といいます。

オレオレ詐欺以外にも巧妙な詐欺が多様に存在しますので、被害に遭わないために手口の特徴をしっかりと把握して対策することが大切です。詐欺の犯人は人を騙すための電話を重ねており、「注意する」だけでは対抗できません。対策のポイントは、「犯人と話をしない」「犯人からでんわがかかってこないようにする」の2つです。

また、家族でこのような犯罪が起きていることを情報共有するとともに、その日その週の予定や出来事を話しておきましょう。面倒だとか、話す必要はないなどと思うかもしれませんが、こうした簡単なことで何百万円といった被害を防ぐことができます。

#### ①オレオレ詐欺

親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

#### ②預貯金詐欺

親族、警察官、銀行協会職員等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要です」などと言ったり、役所の職員等を名乗り、「医療費などの過払い金があります。こちらで手続きをするのでカードを取りに行きます」などと言って、暗証番号を聞き出しキャッシュカード等をだまし取る（脅し取る）手口です。

#### ③架空料金請求詐欺

有料サイトや消費料金等について、「未払いの料金があります。今日中に払わなければ裁判になります」などとメールや SNS で通知したり、パソコンなどでインターネットサイトを閲覧中に「ウイルスに感染しました」と表示させて、ウイルス対策のサポート費用を口実として、金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

#### ④還付金詐欺

医療費、税金、保険料等について、「還付金があるので手続きしてください」などと言って還付等に必要な手続きを装って、被害者に ATM を操作させ、被害者の口座から犯人の口座に送金させる手口です。

#### ⑤キャッシュカード詐欺盗（窃盗）

警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を名乗り、「キャッシュカードが不正に利用されているので使えないようにする」などと言ってキャッシュカードを準備させ、隙を見てポイントカード等とすり替えて盗み取る手口です。

#### ⑥融資保証金詐欺

実際には融資しないのに、簡単に融資が受けられると信じ込ませ、融資を申し込んできた人に対し、「保証金が必要です」などと言って金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

#### ⑦金融商品詐欺

価値が全くない未公開株や高価な物品等について嘘の情報を教えて、購入すればもうかると信じ込ませ、その購入代金として金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

#### ⑧ギャンブル詐欺

「パチンコ打ち子募集」等と雑誌に掲載したり、メールを送りつけ、会員登録等を申し込んできた人に、登録料や情報料として支払わせて金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

#### ⑨交際あっせん詐欺

「女性紹介」等と雑誌に掲載したり、メールを送りつけ、女性の紹介を申し込んできた人に、会員登録料金や保証金として金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

#### ⑩その他の特殊詐欺

上記の類型に該当しない特殊詐欺のことをいいます。

## ○SNS 型投資・ロマンス詐欺

SNS を悪用した投資詐欺・ロマンス詐欺の被害が全国的に急増しています。これらの詐欺は非常に巧妙で、1 件当たりの被害額が 1,000 万円を超えるなど、被害が高額になる場合が多いのが特徴です。「直接会ったこともないその人、本物ですか？」と疑う気持ちが大切です。

### ①SNS 型投資詐欺

インターネット上に著名人の名前・写真を悪用した嘘の投資広告を出したり、「必ずもうかる投資方法を教えます」などとメッセージを送るなどして SNS 等に誘導し、やりとりを重ねて被害者を信用させ、最終的に「投資金」や「手数料」などという名目で、ネットバンキングなどの手段により金銭等をだまし取る（脅し取る）詐欺です。

### ②SNS 型ロマンス詐欺

SNS やマッチングアプリなどを通じて出会った者と、実際に直接会うことなくやりとりを続けることで恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る（脅し取る）詐欺です。

## ●悪質商法

どんどん被害が増えている悪質商法。その手口にはさまざまなものがあります。親切そうな笑顔、巧妙な会話にだまされないためには、悪質商法の手口やパターンをあらかじめ知っておくことが大切です。

### ○悪質商法とは？

言葉巧みに消費者を勧誘し、不当に高額な商品やサービスを売りつける販売方法のことをまとめています。消費者を誘う方法も、ダイレクトメールやカタログ、チラシ、広告はもちろん、路上で声をかけたり、電話で勧誘したり、家や職場に訪ねてきたりと様々です。最近ではインターネットを利用した詐欺まがいの商法まであります。

### ①マルチ商法

お金を損するばかりか、友人関係まで壊してしまう…。これが、マルチ商法の怖さです。このような商法の誘いに乗ったり、また誘ったりするようなことはやめましょう。

#### 事例：投資用 USB

大学の友人と先輩からカフェ等に誘われ、USB メモリを使って稼ぐ投資の話がされた。USB は約 50 万円と高額であったが、「借金しても 3 か月で返済できる」等の説明をされ、学生ローンで用途を偽ってお金を借りるようアドバイスを受け、購入してしまった。しかし投資をしても儲かることはなく、投資の資金集めに友人を紹介し、友人が契約を結べばバックマージンが受け取れる仕組みであると説明を受け、友人を紹介してしまった。

⇒友人を引き込むことで被害者から加害者になってしまいます。特に成人している学生は本人の意思だけで契約ができるため、注意が必要です。マルチ商法は 20 日間クーリング・オフが可能であるため、おかしいと感じたらすぐに国民生活センター等に相談することが重要です。簡単に儲かる話はありません。

### ②キャッチセールス

路上で「アンケート調査」や「モニター募集」などと声をかけ、事務所や喫茶店などでしつこく契約を勧める商法です。

#### 事例：エステティックサービス

販売目的を隠し、アンケートに協力してと言葉巧みにエステサロンに連れて行かれ、高額な商品やサービスの契約を迫られた。高額であるため断ると、長時間にわたり店員に囲まれた状態でエステや化粧品等が必要であると説得された。契約するまで帰宅できない状況になり、最終的にはその場で契約してしまった。

⇒8日以内であればクーリング・オフができます。ただし、開封済みの化粧品等は解約ができないので注意してください。

### ③アポイントメント商法

突然知らない人から電話で「あなたが選ばれました！」などとキャッチセールスと同様に販売目的を隠して誘ってきます。恋愛感情などを悪用したデート商法もアポイントメント商法の一つです。最近では出会い系サイト等で近づいてくる販売員が多数います。

#### 事例：旅行券プレゼントキャンペーン

携帯電話に突然電話がかかってきて、「キャンペーン中で、来場者には旅行券をプレゼントしているので、ぜひ来てください。」と言われた。友達のような親しみやすい口調であり、プレゼントにも魅力を感じて足を運んでしまった。世間話から始まったが、高額な教材を購入しないと旅行券はもらえないことが判明した。はじめは断っていたが、長時間にわたる拘束と説得に根負けして最終的に契約してしまった。

⇒訪問販売と同じ扱いであり、書面契約を交わした日から8日以内であればクーリング・オフができます。また、本来の販売目的を隠して事業者の事務所などの不特定多数の一般人が自由に出入りしていない場所に呼び出して契約することは禁止されており、罰則の対象となります。

#### 事例：出会い系サイト

出会い系サイトで知り合った異性と実際に会い、意気投合した。何度かデートを重ね、好意を抱いたころに、宝石の展示会に誘われた。高価な宝石を勧められたが、とても手の届かない値段であったので断ると、「自分がデザインした宝石だから、どうしても着けてほしい」と言われ、嫌われたくない一心で、契約してしまった。購入後、一切連絡が取れなくなってしまった。

⇒出会ってすぐではなく、何度か会って信頼関係を築いてから恋愛感情を利用して高額な商品を勧めてきます。また、クーリング・オフを防ぐために、クーリング・オフができる期間は今までどおり連絡を取り合うパターンもあります。出会い系サイト等のインターネットで知り合った相手と会う際は十分に気を付けましょう。

### ④ネガティブ・オプション（送りつけ商法）

商品を一方的に送りつけ、消費者が受け取った以上、支払わなければならないと勘違いして支払うことを狙った商法です。

#### 事例：書籍の通信販売

普段からネット販売はよく利用するため、宅配業者から送られてきた荷物を受け取った。開封すると身に覚えのない書籍が入っており、「返品の手続きがない場合には購入したものとみなします」という文書と共に振込用紙が同梱されていた。

⇒業者が一方的に商品を送りつけてきた場合は、仮に受け取ったとしても代金を支払う必要はなく、その時点で契約は成立していません。業者が商品を一方的に送りつけてきた場合、商品の送付があった日から14日間、あるいは消費者が業者に対して引き取りを請求してから7日間が過ぎると、商品を発送した業者は返品を請求できなくなります。つまり14日間を過ぎれば、送りつけられた商品は受け取った側が自由に処分できます。面倒でも14日間は保管しておきましょう。ただし、「料金代引き」等で送られてきて、支払ってしまった場

合は契約が成立してしまい、返金を求めることが困難になります。身に覚えのない荷物は受け取らないようにしましょう。

## ⑤資格商法

「近いうちに国家資格になるから今のうちに取得したほうがいい」「この資格があれば、就職に有利になる」などと、就職や進路に対して不安や心配のある学生を対象に勧誘してきます。

### 事例：資格教材

就職活動中に「通信教育で就職に有利な資格が簡単に取れます」と勧誘された。就職活動に不安があったため、詳しく話を聞いてしまった。高額な教材であったため、断ろうとしたが、「近いうちに国家資格になり、取得が難しくなる資格だ。今なら簡単に取得できる」と説得され最終的には契約してしまった。

⇒簡単に取得できる国家資格はありません。また、国家資格になるケースは稀です。実際には取得できる資格が役に立たなかったり、価格には到底見合わない教材が届きます。解約しようすると、高額な解約料を求められるケースもあります。契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフが可能です。

## ○クーリング・オフ制度について

クーリング・オフ制度は、一定の期間内であれば、契約を一方的に解除できるという制度です。訪問販売等は業者から契約書面を受け取った日から8日間のうちであれば、理由なく契約を解除し、返金してもらうことができます。契約を解除するという意思をはがきで書き、内容証明郵便という、相手に届いた日付と内容を証明してくれる配達方式で送るだけで大丈夫です。8日目までに相手にはがきが届いている必要もなく、「期間内にはがきを送った」という事実が残っていれば問題ありません。また、クーリング・オフ期間が過ぎていても、業者からの妨害行為があったり、契約書面に明らかな不備がある場合、不実告知等悪質な契約の場合は消費者契約法による取消権により契約を取り消すことができる場合があります。

## ○被害に遭わないための7つポイント

### ポイント① 販売員が訪ねてきたら……

「どなたですか？何のご用ですか？」

どこの誰が、何の目的で来たのか確かめましょう。無防備にドアを開けず、ドア越しに断ることも一つの方法です。

### ポイント② おいしい話にはのらない……

「ただより高いものはない」

とかく、うますぎる話には裏があります。安易にのらないようにしましょう。

### ポイント③ 買う意思がないときは……

「要りません！興味ありません！」

あいまいな返事はせずに、きっぱりと断りましょう。「結構です」「ええ」「はいはい」は、自分はそのつもりがなくても、OKと解釈されます。

訪問販売では、断りきれないでぐずぐずしている優柔不断タイプは、相手につけこまれます。口が下手なら、英語で「NO」と言いましょう。

### ポイント④ 買う前に……

「家族に相談してから！」「ちょっと考えさせて！」

家族や友人とよく相談して、本当に必要なものであるかどうか考えましょう。

ポイント⑤ 現金で支払うときは……

「今、手持ちがないので!」「仕送り前だから!」

慎重を期して、代金は全額支払わないようにしましょう。

ポイント⑥ 署名、捺印を求められたら……

「申込書をよく読ませて!業者の連絡先は?商品の価格は?支払方法は?」

簡単にサインしたり、ハンコを押さない。親の名前を連帯保証人(予定者)として勝手に書くのも事故のもとです。

ポイント⑦ 契約の後は……

「契約書の控えをください!」

取引条件を明らかにした書面を必ず受け取りましょう。

困ったときは、最寄りの消費者センター等へ相談してください。

### ●マイナンバー制度に便乗した詐欺について

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする不審な電話、メール、手紙、訪問等に関する詐欺が報告されていますので、十分注意し、内容に応じて相談窓口を利用してください。

学生の場合、アルバイトの採用に際しマイナンバーの提示を求められることがあります。また、日本学生支援機構奨学金の申請時に提出を求められることになります。

学生が手続きで使う場面は上記の場合に限られますので、取扱いには注意し、安易に友達などに教える事がないようにしてください。

### ●不審電話について

北里大学関係者を名乗り、学生の実家に下宿先の住所や電話番号を問い合わせる不審電話がかけられている旨、大学に寄せられています。大学では住所の届け出がされている場合は、そのような問い合わせはしていません。

不審電話は、複数の人物により組織的にかけられています。今後どのようなことに利用されるか分かりませんので、十分注意してください。

また、このような不審な電話がかかってきた場合は、トラブル防止のため、即答は避け、必ず相手の名前・電話番号を確認し、所属する学部等の事務室へ連絡するようご父母に周知してください。

### ●インターネットショッピング、インターネットオークション

代金を振り込んでも商品が届かない、ブランド品を買ったら偽物だったという被害があります。信頼のおける取引相手であるかを十分に確認の上、安易にクレジットカードの番号を教えないようにしましょう

### ●盗難にあったら

学内でも盗難にあったら、すぐに事務室へ届け出てください。(特に)自転車、更衣室における貴重品・衣類等の盗難が多発しています。

貴重品は必ず身に付ける、体育館の貴重品ロッカーを利用する、自転車にはワイヤー錠などを用意し、カギを二重にかけるなど、十分に気を付けてください。

### ●20歳未満の飲酒について

20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。それは、きちんとした医学的な理由があります。人間の脳や臓器は20歳くらいまではまだ発達途上の状態にあります。その成長段階にアルコールが体内に入ると、①脳の機能の低下、②肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなる、③性ホルモンに異常が起きるおそれがある、④アルコール依存症になる危険性が高くなります。

## ●急性アルコール中毒

日頃お酒を飲み慣れていない人が急に一定量以上(個人差があります)を飲むと大変危険です。急性アルコール中毒で死亡する例も出ているので、飲み過ぎ、飲ませ過ぎはしないよう十分注意してください。未成年者の飲酒は法律により禁じられています。また、未成年者に飲酒をさせた者も法律違反です。

- ・空腹時にいきなり飲むと、酔いがまわりやすい!
- ・一気飲みは絶対にしない、させない!
- ・顔が青ざめてきたら、危険信号!

## ●防犯について

- ・痴漢やひったくり等の犯罪から身を守るのは、自分自身です。その心構えを忘れずに。
- ・夜道の一人歩きは大変危険です。友人と一緒に帰る、家族に迎えにきてもらうなど夜中に一人で歩くことは避けるように心がけましょう。やむを得ない場合は、遠回りでも人通りの多い道を通り、暗く人通りの少ない道は避けましょう。
- ・万一のことを考えて、防犯ブザーなどの防犯用具を携帯しましょう。
- ・被害にあった場合はすぐに110番通報してください。

## ●カルトに注意

カルト団体は、犯罪や違法行為や人権問題を引き起こす団体で、多くは宗教団体を名乗っています。こうした団体は大学生をターゲットにすることが多いので、学内をはじめ皆さんのアルバイト先等で活動することが予想されます。以下の点をよく読んで注意してください。

### 1. 強引な勧誘

友人と知人が、いい話があると誘い出し、ファミリーレストランなどに行くと、その団体のメンバーが来ていて、そこに入ると言うまで帰さない。入らなければ地獄に落ちる、日本が減びるなどと脅す。

### 2. ダミーサークルの場合

勧誘のためのサークル(多くは大学生の組織)を作り一応活動しています。この中には子どものためのボランティアや国際交流のボランティアなどがあり、すぐには宗教の話などは出てきません。最近ではスポーツやゴスペルのサークルなどもあります。

### 3. 自宅に来る場合

自宅に来る場合があります。勧誘だけでなく物売りや募金のためです。募金は、アフリカ難民のためという名目が多い。

### 4. 街頭やアルバイト先での勧誘

勧誘を受けたが、どのような団体か分からない、友人が怪しい団体に入っているようだ、このような場合も相談してください。

## ●加害者にならないようにしましょう

- ・ 放置自転車に乗っていたところ、警察官に職務質問され、そのまま窃盗や横領の罪に問われることがあります。捨ててあると思われる自転車でも乗ってはいけません。また、友人や知人から自転車を譲り受ける場合は、自転車店等で防犯登録の名義を変更しましょう。
- ・ 駅などで他人とトラブルになり、相手を小突く、胸ぐらを掴む、などの行為で暴行罪や傷害罪に問われることがあります。因縁をつけられたり、トラブルに巻き込まれたりした場合は自分の手で何とかしようとせずに、すぐに周囲の人に助けを求めるとともに、110番通報しましょう。

**相談窓口：各学部等事務室、教学センター事務室、学生相談室**